

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

電力・ガス・食料品等価格高騰 緊急支援給付金（5万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（1世帯あたり5万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり5万円

給付金の支給時期

村が確認書(または申請書)を受理した日から1か月が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和4年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和4年1月～12月の収入が
減少し**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)

村から確認書を発送します (要返送)

令和4年9月30日時点で豊根村に住民登録のある方へ確認書を送付します。

申請期限：令和5年2月28日（火）

当日消印有効

期限までに提出がない場合、支給を辞退したとみなします。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和5年2月28日（火）

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

【申請書配布先】

住民課、富山支所、村ホームページ

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、村に**同封の返信封筒で郵送してください。**

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに、給付金事務局にご提出ください。

※住民税非課税相当とは、世帯全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月から令和4年12月までの任意の1ヶ月収入×12倍）が村民税均等割非課税水準以下であることを指します。下記の収入限度額は目安ですので、ご不明な点がある方は、豊根村役場住民課までお問い合わせください。

| 扶養している親族の状況 | 非課税相当収入限度額 |
|------------------------|------------|
| 単身又は扶養親族がいない場合 | 93.0万円 |
| 配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合 | 137.8万円 |
| 配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合 | 168.3万円 |
| 配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合 | 209.9万円 |
| 配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合 | 249.9万円 |
| 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合 | 204.3万円 |

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



自宅や職場などに都道府県・村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、住民課や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター



0120-526-145

受付時間 9:00~20:00 (12/29~1/3を除く)

豊根村役場住民課
臨時特別給付金事務局



0536-85-1313

受付時間 平日9:00~17:00